

公告

市が回収するアルミ・スチール缶を条件付一般競争入札により次のように売却する。

令和7年2月25日

小郡市長 加地 良光

1. 公告日 令和7年2月25日（火）
2. 入札に付する事項
 - (1) 入札の件名 アルミ・スチール缶の引取り業務
 - (2) 入札品目 アルミ・スチール缶（アルミ・スチール製容器又はこれに類するもの）
 - (3) 入札の方法 下記品目毎の予定数量に1kgあたりの単価を乗じて合計した金額が一番高い者を落札者とする。ただし、契約金額については、品目毎の1kgあたりの単価とする。
 - (4) 売却予定数量 アルミ缶 約68,000kg/年
スチール缶 約22,000kg/年
（年間計48回に分け売却するものとする。ただし、上記数量はあくまでも予定であり、実際の売却数量が増減する場合であっても、業務を誠実に履行すること。）
 - (5) 引渡場所 落札業者の受入施設
（受入施設の場所は、小郡市役所（小郡市小郡255-1）を中心に半径7km以内に位置する施設に限るものとする。）
 - (6) 引渡日 「入札会のしおり」に記載するアルミ・スチール缶収集及び搬入日程表のとおり
3. 入札参加者の必要資格等
入札に参加する者は、次のすべての要件に該当する者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しない者
 - (2) 令和7年2月25日（火）から3月7日（金）までの間に「入札会のしおり」の申請、受取及び書類の提出を行っている者
 - (3) 小郡市の物品の購入・役務の提供等に関する指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
 - (4) 県・市町村税等を滞納していないこと。
 - (5) 該当する資源ごみの再商品化処理計画（別紙）を策定し、実行できる者

- (6) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解している者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しない者
- (8) 本市又は他自治体において、本業務と同等以上の内容及び規模の契約を行ったことがある者

4. 書類の提出について

- (1) 日 時：令和7年2月25日（火）から3月7日（金）まで
 ＊土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで
- (2) 場 所：〒838-0198 福岡県小郡市小郡255番地1
 小郡市役所 環境経済部 生活環境課 リサイクル推進係
 電話 0942-72-2111（内線153）
- (3) その他：書類を提出する際は、事前に担当部署へ連絡をしておくこと。

提出書類

番号	書類内容	備 考
1	会社法人用 履歴事項全部証明書（個人は身分証明書）	3箇月以内発行のもの
2	滞納のない証明書（個人は代表者）	県、市税を滞納していないことを証明するもの
3	経理的基礎を証する書類	決算報告書（直近のもの）
4	誓約書	暴力団関係者ではないことの誓約等【市様式】
5	役員等調書及び照会承諾書	
6	条件付一般競争入札参加願兼誓約書	【市様式】
7	再商品化処理計画	【市様式】
8	本市又は他自治体において、本業務と同等以上の内容及び規模の契約を行ったことがあることを証明する書類	任意様式
9	入札保証金免除に該当する場合はそれを証明する書類	任意様式

5. 入札及び開札について

- (1) 入札日時：令和7年3月21日（金）午後1時30分
- (2) 入札場所：小郡市役所 南別館3階 会議室2
- (3) 開札日時：入札直後
- (4) 開札場所：入札場所と同じ
- (5) 必要なもの：入札書、入札保証金納付書控え（＊該当する場合のみ。）、入札参加資格

確認通知書、代理人が入札する場合は委任状及び委任者の印鑑証明書の写し、法人の場合は会社法人用登記簿謄本の写し（3箇月以内発行のもの）

6. 契約条項を示す日時及び場所（「入札会のしおり」の配布）

- (1) 日 時：令和7年2月25日（火）から3月7日（金）まで
*土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで
- (2) 場 所：〒838-0198 福岡県小郡市小郡255番地1
小郡市役所 環境経済部 生活環境課 リサイクル推進係
電話 0942-72-2111（内線153）
- (3) その他：入札を希望する者は必ず「入札会のしおり」申請書を提出し、「入札会のしおり」を受け取ること。

7. 入札保証金に関する事項

- (1) その者の見積もる単価金額に年間の売却予定数量を乗じた額の100分の5以上の金額を市が指定する支払方法により納入しなければならない。ただし、小郡市契約規則（平成21年小郡市規則第7号）第9条第2項第2号に該当する者は免除することができる。
- (2) 納付の受付日時：入札日の1週間前（3月14日（金） 午後3時）まで

8. 無効入札に関する事項

次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 参加資格のない者がした入札書
- (2) 同一者がした2通以上の入札書
- (3) 入札者が協定した入札書
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札書
- (6) 入札保証金が見積金額の100分の5以上の金額に達しない入札書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札書

9. その他の事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金：契約金額の年間売却予定数量を乗じた額の100分の10以上の金額を市が指示する支払方法により納入しなければならない。ただし、小郡市契約規則第30条第3号に該当する者は免除することができる。
- (3) 契約書作成の要否：要する
- (4) 契約に付する条件：仕様書等のとおり

- (5) 落札者の決定方法：予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、「くじ」を行う。
- (6) 再度入札：入札価格が市の予定価格に達しないときは、直ちに再度入札を行う。入札回数は3回までとする。3回の入札で落札者がいない場合は、最高価格を提示した業者と交渉を行う。